

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
利府ペアガーデン  
宮城郡利府町利府字新大谷地47-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 3 市町村の意見の概要  
(1) 開店時刻及び閉店時刻、荷さばき実施時間帯の変更関連  
店舗閉店時刻等の変更により、荷さばき車両台数が増加となるとともに、I棟・F-2棟荷さばき施設が24時間可能となり、貴敷地内を走行されることになる。現在、貴敷地内の一部店舗の営業時間が24時間であることや新たな店舗開店により、来店者、来店車両及び荷さばき車両の増加が見込まれるものと考えられることから、状況に応じた適切な事故防止策を検討願いたい。  
(2) 告知看板の設置検討関連  
駐車場の騒音対策同様、夜間時でも視認できるアイドリング等告知看板の設置や交通注意喚起（敷地内外を問わず交通ルールやマナーの遵守）の看板の設置について検討願いたい。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び利府町役場
- 6 縦覧期間  
令和4年7月29日から令和4年8月29日まで（ただし、閉庁日を除く。）